

議案第16号

松阪市簡易水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備について

松阪市簡易水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市簡易水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(松阪市行政手続条例の一部改正)

第1条 松阪市行政手続条例(平成17年松阪市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「松阪市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を「松阪市水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

(松阪市特別会計条例の一部改正)

第2条 松阪市特別会計条例(平成17年松阪市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

(松阪市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 松阪市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(平成17年松阪市条例第287号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪市水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

第1条第1項中「水道事業」を「水道事業及び簡易水道事業」に改める。

第2条中「政令第403号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「公共下水道事業」を「簡易水道事業及び公共下水道事業」に改める。

第3条第1項中「水道事業及び公共下水道事業」を「水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業」に改め、同条第3項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 簡易水道事業の給水区域及び給水人口並びに1日最大給水量は、別表第2のとおりとする。

第6条第1項及び第2項第3号中「水道事業及び公共下水道事業」を「水道事業、

簡易水道事業及び公共下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業及び公共下水道事業」を「水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特別会計)

第5条 法第17条及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

給水区域	松阪市朝見簡易水道給水条例(平成17年松阪市条例第290号)に規定された区域
給水人口	1,700人
1日最大給水量	620立方メートル

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第3条関係)

排水区域面積	2,787.4ヘクタール
排水人口	78,175人

(松阪市朝見簡易水道給水条例の一部改正)

第4条 松阪市朝見簡易水道給水条例(平成17年松阪市条例第290号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第5条ただし書中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。